

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）</p> <p> 第三節～第六節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p> 第一節 療育の指導等（第十九条―第二十一条の九の六）</p> <p> 第二節～第五節（略）</p> <p> 第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。</p> <p> 一～三（略）</p> <p>② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は</p>	<p>目次</p> <p>第一章</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 児童福祉審議会等（第八条―第九条）</p> <p> 第三節～第六節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p> 第一節 療育の指導、医療の給付等（第十九条―第二十一条の九の二）</p> <p> 第二節～第五節（略）</p> <p> 第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。</p> <p> 一～三（略）</p>

知的障害のある児童をいう。

第六条の二 (略)

② この法律で、児童居宅介護とは、障害児であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

③ ⑬ (略)

第一節 療育の指導等

第二十条から第二十一条の五まで 削除

第六条の二 (略)

② この法律で、児童居宅介護とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童(以下「障害児」という。)であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

③ ⑬ (略)

第一節 療育の指導、医療の給付等

第二十条 都道府県は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

② 前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

③ 育成医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話

その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話そ

の他の看護

六 移送

④ 育成医療の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定育成医療機関」という。）に委託してこれを行うものとする。

第二十一条 指定育成医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、育成医療を担当しなければならない。

第二十一条の二 指定育成医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

② 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることがで

きないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の三 都道府県知事は、指定育成医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定育成医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

② 指定育成医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

③ 都道府県知事は、第一項の規定により指定育成医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

④ 都道府県は、指定育成医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託す

ることができる。

⑤ 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二十一条の四 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定育成医療機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定育成医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定育成医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定育成医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

② 指定育成医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前

項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定育成医療機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定育成医療機関に係るものに限る。）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の五 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の二の規定により指定育成医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の八 第二十一条の六第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求すること

第二十一条の八 第二十一条の六第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求すること

ができる報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の九 都道府県は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

② 療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。

③ 前項の医療は、次に掲げる給付とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ができる報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の九 都道府県は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

② 療育の給付は、次のとおりとする。この場合において、第一号の医療に係る給付に関しては、第二十条第三項（第四号を除く。）の規定を準用する。

- 一 医療
- 二 学習及び療養生活に必要な物品の支給

五 移送

- ④ 第二項の医療に係る療育の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。
- ⑤ 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。
- ⑥ 前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。
- ⑦ 指定療育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- ⑧ 指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。
- ③ 前項第一号の医療に係る療育の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第二項第一号の医療を担当させる機関を指定する。
- ⑤ 前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。
- ⑥ 指定療育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- ⑦ 指定療育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第八項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知

る。

第二十一条の九の二 指定療育機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第二項の医療を担当しなければならない。

第二十一条の九の三 指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

② 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の九の四 都道府県知事は、指定療育機関の診

事が、その指定を取り消すことができる。

⑧ 第二十一条の規定は、指定療育機関について、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条中「育成医療」とあるのは、「第二十一条の九第二項第一号の医療」と読み替えるものとする。

療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定療
育機関が前条の規定によつて請求することができる診療
報酬の額を決定することができる。

② 指定療育機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従
わなければならない。

③ 都道府県知事は、第一項の規定により指定療育機関が
請求することができる診療報酬の額を決定するに当たつ
ては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律
第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（
昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険
診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審
査機関の意見を聴かなければならない。

④ 都道府県は、指定療育機関に対する診療報酬の支払に
関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険
団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託するこ
とができる。

⑤ 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、
行政不服審査法による不服申立てをすることができな
い。

第二十一条の九の五 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

③ 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二十一条の九の六 都道府県は、厚生労働大臣が定める

第二十一条の九の二 都道府県は、厚生労働大臣が定める

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 三 (略)

四 削除

五 (略)

五の二 第二十一条の九の六の事業の実施に要する費用
六 九 (略)

第五十六条 (略)

② ④ (略)

⑤ 第二十一条の九の六に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 三 (略)

四 第二十条の措置に要する費用

五 (略)

五の二 第二十一条の九の二の事業の実施に要する費用
六 九 (略)

第五十六条 (略)

② ④ (略)

⑤ 育成医療の給付又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務

担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第七項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

⑥ (略)

⑦ 本人又はその扶養義務者が前二項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関又は業者に支払ったときは、当該医療機関又は業者の都道府県又は市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑧～⑪ (略)

第五十九条の五 第二十一条の九の五第一項、第三十四条の四第一項、第三十四条の五、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

②・③ (略)

者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関（第七項において「指定育成医療機関等」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

⑥ (略)

⑦ 本人又はその扶養義務者が前二項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定育成医療機関等又は業者に支払ったときは、当該指定育成医療機関等又は業者の都道府県又は市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑧～⑪ (略)

第五十九条の五 第二十一条の四第一項（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第一項、第三十四条の五、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

②・③ (略)